

三重県ユニバーサルデザインの のまちづくり推進条例 (道路・公園等編)



平成25年4月
三重県

目 次

項 目	ページ 番号
I 地方主権推進一括法に伴う条例改正について	1
II 条例・施行規則	3
1. 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	4
2. 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則	12
3. 施行規則 別表第 1	16
4. 施行規則 別表第 2 第 3 (道路 (第 4 の基準の適用を受けるものを除く。)) に関する整備基準)	17
5. 施行規則 別表第 2 第 4 (道路 (県道の特定道路に限る。)) に関する整備基準)	18
6. 施行規則 別表第 2 第 5 (公園等 (第 6 の基準の適用を受けるものを除く。)) に関する整備基準)	24
7. 施行規則 別表第 2 第 6 (公園等 (県営の都市公園に限る。)) に関する整備基準)	26
5. 施行規則 別表第 3 (添付図書)	31
6. 施行規則 様式	37

※ 本資料は、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の規定のうち、主に道路及び公園等に係る整備基準に関する資料の抜すいをまとめたものです。このため、建築物及び公共交通機関の施設に関する整備基準は省略していますのでご注意ください。

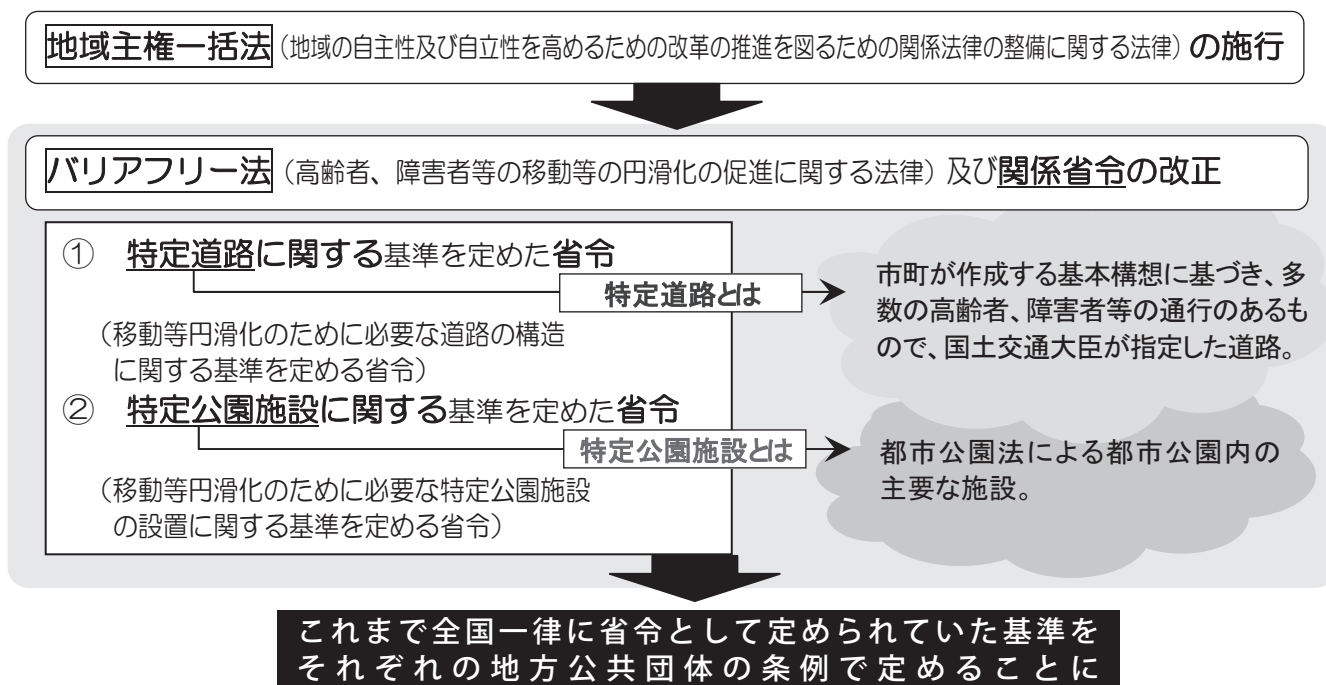
地方主権推進一括法に伴う条例改正について

1 経緯等

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権推進一括法）の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）が一部改正されました。

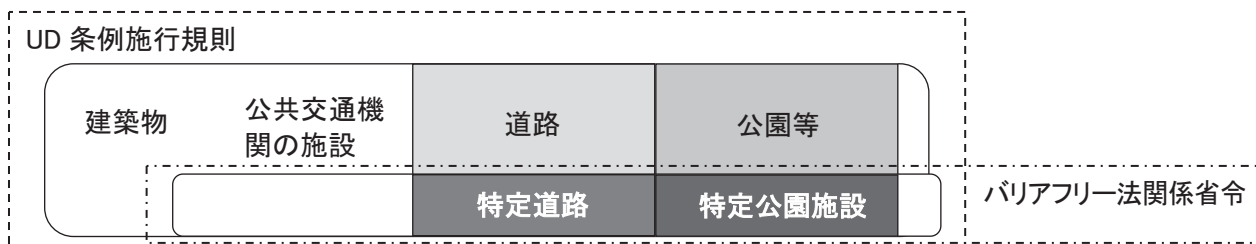
これによって、これまで国・県・市町全ての施設に対しバリアフリー法の省令の規定の適用を受けていた「特定道路」及び「特定公園施設」に関する移動等円滑化基準について、平成25年4月以降は、国の施設を除いて、これらの基準を地方公共団体条例で定めることとされました。

そこで、県道の「特定道路」及び県営の「特定公園施設」については、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（UD条例）の関係規定を整備しました。



2 三重県での条例での規定方法

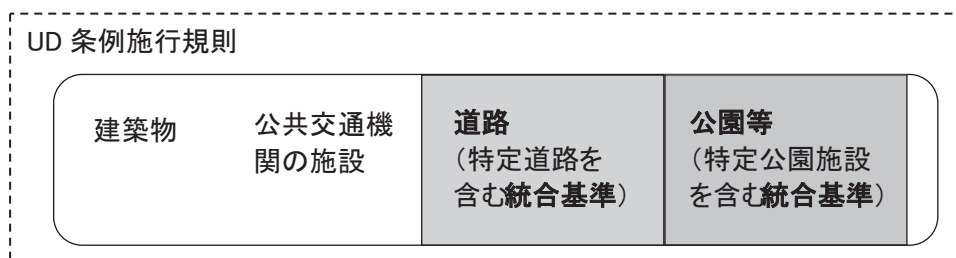
県には、UD条例があり、その施行規則において、建築物のほか、「道路」、「公園等」の整備基準が既に規定されています。この基準は、「特定道路」、「特定公園施設」に対しても適用されています。



このため、「特定道路」及び「特定公園施設」の省令基準の条例（施行規則）化にあつ

ては、既存のUD条例施行規則の「道路」及び「公園等」の整備基準と一本化した基準（以下「統合基準」といいます。）を新たにUD条例施行規則内に設けることとします。

※ 条例改正については、「特定道路」、「特定公園施設」の定義付けのみを行い、基準についてはUD条例施行規則で規定します。



ただし、「特定道路」
以外の道路及び「特定
公園施設」以外の公園
等の基準は現行どおり

両方の基準を総合的
にみると、実態として
の法令基準の変化はなし

3 改正後のUD条例とバリアフリー法の関係

(1) 道路

【～平成 25 年 3 月末】

道路に関する基準として、一般的な道路はUD条例の整備基準が、「特定道路」はUD条例整備基準のほか、バリアフリー法の省令の円滑化基準も併せて適用されていました。

【平成 25 年 4 月～】

国の「特定道路」は、従前どおりUD条例の整備基準のほか、省令の円滑化基準が、県の「特定道路」は、改正されたUD条例の整備基準が、市町の「特定道路」は、UD条例の整備基準のほか省令の円滑化基準を参酌して定めた市町の条例による基準がそれぞれ適用となります。

(2) 公園等

【～平成 25 年 3 月末】

公園等も同様で、一般的な公園等はUD条例の整備基準が、「特定公園施設」はUD条例整備基準のほか、バリアフリー法の省令の円滑化基準も併せて適用されていました。

【平成 25 年 4 月～】

国の「特定公園施設」は、従前どおりUD条例の整備基準のほか、省令の円滑化基準が、県の「特定公園施設」は、改正されたUD条例の整備基準が、市町の「特定公園施設」は、UD条例の整備基準のほか、省令の円滑化基準を参酌して定めた市町の条例による基準がそれぞれ適用となります。

		国	県	市町
特定道路・ 特定公園施設	～H24年度	UD条例 + バリアフリー法省令		
	H25年度～	UD条例 + バリアフリー法省令	(改正した) UD条例	UD条例 + バリアフリー法省令を 参酌した市町の条例
特定道路以外の 道路・特定公園 施設以外の公園等	～H24年度	UD条例		
	H25年度～	UD条例 (変化なし)		

条 例

・

施 行 規 則

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則

- ・ 別表第1 3 道路
4 公園等
- ・ 別表第2 第3 道路(第4の基準の適用を受けるものを除く。)に関する整備基準
第4 道路(県道の特定道路に限る。)に関する整備基準
第5 公園等(第6の基準の適用を受けるものを除く。)に関する整備基準
第6 公園等(県営の都市公園に限る。)に関する整備基準
- ・ 別表第3 (添付図書)
- ・ 第1号様式 適合証交付請求書
- ・ 第3号様式 特定施設新築等(変更)教師申請書
- ・ 第4号様式 特定施設工事完了届出書
- ・ 第5号様式 身分証明書
- ・ 第6号様式 特定施設新築等通知書
- ・ 第2号様式(その3) 整備基準適合表(道路(別表第2第4の基準の適用を受けるものを除く。))
- ・ 第2号様式(その4) 整備基準適合表(道路(県道の特定道路に限る。))
- ・ 第2号様式(その5) 整備基準適合表(公園等(別表第2第6の基準の適用を受けるものを除く。))
- ・ 第2号様式(その6) 整備基準適合表(公園等(県営の都市公園に限る。))

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

平成 11 年 3 月 19 日

三重県条例第 2 号

改正 平成 12 年 7 月 13 日 三重県条例第 65 号
平成 13 年 3 月 27 日 三重県条例第 47 号
平成 15 年 3 月 17 日 三重県条例第 9 号
平成 17 年 10 月 21 日 三重県条例第 67 号
平成 19 年 3 月 20 日 三重県条例第 17 号
平成 24 年 10 月 19 日 三重県条例第 56 号

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者、高齢者等にとって暮らしやすいまちが、すべての人にとって暮らしやすいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせ、人間性豊かな社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ユニバーサルデザインのまちづくり 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりをいう。
- 二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等で日常生活又は社会生活において制限を受ける者をいう。
- 三 公共的施設 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、文化施設、体育施設、宿泊施設、教育施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

四 特定施設 公共的施設のうち、特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下この号及び第 21 条において「法」という。）第 2 条第 9 号の特定道路をいう。）、特定公園施設（法第 2 条第 13 号の特定公園施設をいう。）その他の特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。

五 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で、規則で定めるものをいう。

六 公共工作物 案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものをいう。

七 施設等 公共的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。

（県の責務）

第 3 条 県は、市町との連携並びに事業者及び県民との協働の下に、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

第 4 条 削除

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

（県民の責務）

第 6 条 県民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して理解を深めるとともに、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が施設等を安全かつ快適に利用できるよう配慮するとともに、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

第 2 章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

（基本方針）

第 7 条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

一 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。

二 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等

の整備を推進すること。

三 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

(ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等)

第8条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会)

第9条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

3 協議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第3章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

(啓発及び情報の提供)

第10条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、必要な啓発及び情報の提供を行うものとする。

(教育の充実等)

第11条 県は、県民の人権を尊重する意識を育成し、県民の障害者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実その他必要な施策を推進するものとする。

(ボランティア活動等の促進)

第12条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、ボランティア活動を始めとする自由な社会貢献活動を促進するため、情報の提供、活動基盤の整備その他必要

な施策を推進するものとする。

(安全な生活の確保)

第 13 条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全に日常生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全の確保に関し必要な施策を推進するものとする。

(人材の養成等)

第 14 条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人の社会参加を促進し、その自立した生活を支援するため、介助等の知識及び技能を有する者の養成、確保及び資質の向上を図るために必要な施策を推進するものとする。

(福祉用具等に関する研究開発等)

第 15 条 県は、障害者、高齢者等の自立及び社会参加の促進並びに介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成 5 年法律第 38 号）第 2 条に規定する福祉用具等に関する研究及び開発を促進し、並びにこれらの成果の普及を図るものとする。

(情報の利用等)

第 16 条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示して社会参加できるよう情報伝達手段の充実に必要な施策を推進するものとする。

第 4 章 公共的施設等の整備

第 1 節 公共的施設の実備

(整備基準)

第 17 条 知事は、公共的施設の実備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公共的施設の区分に応じて規則で定める。

(整備基準の遵守)

第 18 条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該公共的施設（当該新築等に係る部分に限る。）について整備基準を遵守しなければならない。ただし、規模、構造、地形若しくは敷地の状況その他やむを得ない事由により、整備基準を遵守することが困難である

と知事が認める場合は、この限りでない。

- 2 公共的施設を所有し、又は管理する者（以下「公共的施設の所有者等」という。）は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

（適合証の交付）

第 19 条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により適合証を交付した場合において、当該交付に係る公共的施設が、整備基準に適合している旨を公表することができる。

（維持保全）

第 20 条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

第 2 節 特定施設の整備

（事前協議）

第 21 条 特定施設の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。ただし、法第 17 条第 1 項の規定により計画の認定を申請したときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（工事完了の届出）

第 22 条 前条第 1 項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（完了検査）

第 23 条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

(勧告)

第 24 条 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第 21 条第 1 項の規定による協議を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、第 21 条第 1 項の規定による協議をした者が当該協議の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該協議の内容に従った工事を行うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 知事は、第 21 条第 2 項の規定による指導及び助言を受けた者が正当な理由なく当該指導及び助言に従わなかったときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

第 25 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第 26 条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 3 節 公共車両等の整備等

(公共車両等の整備)

第 27 条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

(公共工作物の整備)

第 28 条 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

(住宅の整備)

- 第 29 条** 県民は、その所有する住宅について、将来にわたって安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。
- 2 住宅を供給する事業者は、当該事業を実施するに当たっては、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

第 5 章 雑則

(国等に関する特例)

- 第 30 条** 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、第 21 条から第 26 条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定施設の新築等を行うときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。
- 2 知事は、前項ただし書の規定による通知があったときは、国等に対し、整備基準への適合等について必要な措置を講じるよう要請を行うことができる。

(委任)

- 第 31 条** この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 7 月 13 日三重県条例第 65 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 47 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則（平成 15 年 3 月 17 日三重県条例第 9 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 21 日三重県条例第 67 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日三重県条例第 17 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 1 項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 2 三重県の事務処理の特例に関する条例（平成 12 年三重県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 25 号の項及び第 26 号の項中「三重県バリアフリーのまちづくり推進

条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。

附 則（平成 24 年 10 月 19 日 三重県条例第 56 号）

（施行期日）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則

三重県規則第 118 号	平成 11 年 12 月 28 日
改正 三重県規則第 37 号	平成 16 年 3 月 31 日
改正 三重県規則第 15 号	平成 19 年 3 月 20 日
改正 三重県規則第 36 号	平成 22 年 4 月 2 日
改正 三重県規則第 23 号	平成 25 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成 11 年三重県条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める公共的施設は、別表第 1 の左欄に掲げるものとする。

(特定施設)

第 3 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める特定施設は、別表第 1 の左欄に掲げるもののうち、同表の右欄に掲げるものとする。

(公共車両等)

第 4 条 条例第 2 条第 5 号の規則で定める公共車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船
- (2) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (3) 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 111 号)第 1 条第 1 項第 10 号に規定する鉄道車両

(公共工作物)

第 5 条 条例第 2 条第 6 号の規則で定める公共工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 案内標識
- (2) 公衆電話所
- (3) 交通信号機
- (4) 銀行その他の金融機関の現金自動支払所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

(整備基準)

第 6 条 条例第 17 条第 2 項の規則で定める整備基準は、別表第 2 のとおりとする。

(適合証の交付)

第7条 条例第19条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書（第1号様式）に整備基準適合表（第2号様式）及び別表第3に定める書類（以下「適合表等」という。）を添付して行うものとする。ただし、条例第21条第1項によるあらかじめ知事にする協議（以下「事前協議」という。）を完了し、又は条例第30条第1項ただし書に規定する通知を行っている場合においては、適合表等の添付を省略することができる。

2 条例第19条第2項の規定による適合証の交付は、知事が別に定める様式により行うものとする。

(適合証の返還)

第8条 知事は、条例第19条第2項の規定により適合証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、適合証を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により適合証の交付を受けたとき。
- (2) 適合証の交付の対象となった公共的施設が整備基準に適合しないことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適合証を返還させることが適当であると認めるとき。

(事前協議)

第9条 事前協議は、特定施設の新築等に係る基本計画等を策定するまでに、特定施設新築等協議申請書（第3号様式）に適合表等を添付して行うものとする。

2 条例第21条第1項の規定による変更の協議は、特定施設新築等変更協議申請書（第3号様式）に適合表等を添付して行うものとする。

(軽微な変更)

第10条 条例第21条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 整備基準の適用がない部分の変更
- (2) 整備基準に適合している部分を障害者、高齢者等がより安全かつ快適に利用できるようにする変更
- (3) 工事着手又は工事完了の予定年月日の変更で3月以内のもの

(工事完了の届出)

第11条 条例第22条の規定による工事完了の届出は、特定施設工事完了届出書（第4号様式）により行うものとする。

(公表する事項等)

第12条 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び

主な事務所の所在地)

- (2) 勧告の内容
- (3) 勧告の対象となった特定施設の名称及び所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 条例第25条第1項の規定による公表は、三重県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(身分証明書)

第13条 条例第26条第3項に規定する身分を示す証明書の様式は、第5号様式のとおりとする。

(国等とみなされる法人)

第14条 条例第30条第1項の規則で定める者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

(国等の通知)

第15条 条例第30条第1項ただし書の規定による通知は、特定施設新築等通知書(第6号様式)に適合表等を添付して行うものとする。

(書類の提出部数)

第16条 条例及びこの規則の規定による申請書等については、第9条に規定する書類にあつては2部、その他の書類にあつては1部を提出するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第16条までの規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更(施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の様替(以下「新築等」という。)については、第6条及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成11年三重県条例第2号。以下「条例」という。)第

17 条に規定する整備基準は、改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第 8 条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日から障害者自立支援法（平成 17 法律第 123 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、改正後の規則別表第 1 の 1 の表第 3 号の項中「供する施設」とあるのは、「供する施設、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営することができるとされた同法附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同法附則第 48 条に規定する精神障害者社会復帰施設」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新設又は改築については、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第 8 条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第3条関係）（抜すい）

3 道路

公 共 的 施 設	特 定 施 設
一般の道路（自動車のみの交通の用に供する道路は除く。）	歩道等を新設し、又は改築するもの

4 公園等

公 共 的 施 設	特 定 施 設
都市公園、動物園、植物園、緑地、遊園地その他これらに類するもの	すべてのもの

別表第2（第6条関係）（抜すい）

第3 道路（第4の基準の適用を受けるものを除く。）に関する整備基準

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路以外】
1 歩 道	<p>歩道は、原則として、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、原則として200センチメートル以上とすること。ただし、トンネル及び橋りょう部の区間については、この限りでない。</p> <p>ロ 歩道（縁石を除く。）の車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）に対する高さは、5センチメートルを標準とする（交差点又は横断歩道において、車道等に接続する歩道の部分を除く。）。ただし、乗合自動車停留所部分における歩道については、乗降する車いす使用者の利便性を考慮して、15センチメートルを標準とする。</p> <p>ハ 歩道と車道等の境界は、縁石、防護柵、植樹帯等を設けること。</p> <p>ニ 横断こう配は、2パーセント以下とすること。</p> <p>ホ 縦断こう配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ヘ 歩道が交差点又は横断歩道において、車道等に接続する部分の縁端の段差は、2センチメートル以下とすること。</p> <p>ト ヘの段差に接続する歩道の部分には、車いす使用者が静止し、又は円滑に転回することができる部分を設けること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>チ 舗装の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>リ 切り下げ部へのすりつけこう配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ヌ 歩道内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝ふたを設けること。</p>
2 立体横断施設	<p>立体横断施設を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 横断歩道橋の有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、地下横断歩道については、300センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 傾斜路又は傾斜路付きの階段を設けること（昇降装置等の施設を設置する場合は除く。）。</p> <p>ハ 階段又は傾斜路付きの階段（以下「階段等」という。）の高さが300センチメートルを超える場合には、その途中に踊り場を設けること。</p> <p>ニ 階段の踏面及び路面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ホ 階段等及び踊り場には、手すりを両側に設けること。</p>
3 視覚障害者誘導用ブロック等	<p>(1) 視覚障害者誘導用ブロック等は、次に定める場所に設置すること。</p> <p>イ 視覚障害者の歩行の多い歩道、公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設を結ぶ歩道等は、必要に応じて連続して敷設すること。</p> <p>ロ 横断歩道のある交差点では、横断歩道の直前及び直後に敷設すること。</p> <p>ハ 立体横断施設における階段等の上端及び下端に近接する当該立体横断施設の通路、歩道及び踊り場に敷設すること。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロック等の色彩は、原則として黄色とすること。</p>

別表第2（第6条関係）

第4 道路（県道の特定道路に限る。）に関する整備基準

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
1 歩道等	<p>(1) 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、原則として歩道を設けること。</p> <p>(2) 有効幅員は、次に定めるとおりとすること。 イ 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、原則として道路の構造基準を定めた「三重県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則」に規定する幅員の値以上とすること。 ロ 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。</p> <p>(3) 舗装は、次に定める構造とすること。 イ 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ロ 平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(4) 勾配は、次に定めるとおりとすること。 イ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 ロ 横断勾配（車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分（以下「車両乗入れ部」という。）を除く。）は1パーセント以下であること。ただし、(3)のイただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 ハ 切り下げ部へのすりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、沿道の状況によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 歩道等と車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）は、次に定めるとおり分離すること。 イ 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。 ロ 歩道等（車両乗入れ部及び交差点又は横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。 ハ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。</p> <p>(6) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、次のとおりとすること。 イ 高さは、原則として、5センチメートルを標準とすること。ただし、交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。 ロ イの高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。</p> <p>(7) 交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分は次に定める構造とする</p>

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	<p>こと。</p> <p>イ 縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートル以下とすること。</p> <p>ロ イの段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とすること。</p> <p>(8) (2)の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち、(4)の口に規定する勾配の基準を満たす部分の有効幅員は、原則として、200センチメートル以上とすること。</p> <p>(9) 歩道等内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝蓋を設けること。</p>
<p>2 立体横断施設</p>	<p>(1) 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造の立体横断施設を設けること。</p> <p>(2) 次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>イ かごの内り幅は、150センチメートル以上とし、内り奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ イの規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）の場合は、内り幅は140センチメートル以上とし、内り奥行きは135センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、イに定める構造のエレベーターの場合は90センチメートル以上とし、ロに定める構造のエレベーターの場合は80センチメートル以上とすること。</p> <p>ニ かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、ロに定める構造のエレベーターの場合は、この限りでない。</p> <p>ホ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>ヘ かご内の側面には、手すりを設けること。</p> <p>ト かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。</p> <p>チ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>リ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ヌ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ル かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（ヌに定める制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>ヲ 乗降ロビーの幅及び奥行きはそれぞれ150センチメートル以上とすること。</p>

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	<p>ワ 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口ビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、100センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ハ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>ニ 二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>ホ 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>ヘ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>ト 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する歩道等又は通路の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。</p> <p>チ 両側に、立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>リ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>ヌ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(4) (2)に定めるもののほか、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合は、次に定める構造のエスカレーターを設けること。</p> <p>イ 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。</p> <p>ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。</p> <p>ニ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>ホ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。</p> <p>ト 踏み段の有効幅員は、100センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(5) 通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、200センチメートル以上（地下横断歩道にあつては、300センチメートル以上）とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。</p>

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	<p>□ 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のため必要な場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>ニ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>ホ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>ヘ 両側に立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、150 センチメートル以上とすること。</p> <p>□ 二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>ハ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>ニ 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ホ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>ヘ 階段の両側には、立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ト 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>チ 階段の下面と歩道等の路面との間が、250 センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため、必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>リ 階段の高さが300 センチメートルを超える場合には、その途中に踊り場を設けること。</p> <p>ヌ 踊り場の踏幅は、直階段の場合は120 センチメートル以上とし、その他の場合は、当該階段の幅員の値以上とすること。</p>
<p>3 乗合自動車停留所</p>	<p>(1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15 センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
<p>4 自動車駐車場</p>	<p>(1) 自動車駐車場には、全駐車台数が200 以下の場合は当該駐車台数に50 分の1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が200 を超える場合は当該駐車台数に100 分の1 を乗じて得た数に2 を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 当該車いす使用者用駐車区画へ通ずる歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>□ 区画の幅は、350 センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。</p>

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	<p>(3) 自動車の出入口又は車いす使用者用駐車区画を設ける際には、次に定める構造の車いす使用者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「車いす使用者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該車いす使用者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>ロ 車両への乗降の用に供する部分の有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とする等、車いす使用者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用停車施設であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。</p> <p>(4) 歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。</p> <p>イ 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口の有効幅員は120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合において、当該戸は、有効幅員を120センチメートル以上とする歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(5) 車いす使用者用駐車区画へ通ずる歩行者の出入口から当該車いす使用者用駐車区画に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ハ 路面は、平坦で、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(6) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（車いす使用者用駐車区画が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとし、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて傾斜路を設けることができる。</p> <p>イ 当該エレベーターのうち、1以上のエレベーターは、(5)に規定する出入口に近接して設けること。</p> <p>ロ 当該エレベーター（イのエレベーターを除く。）は、2の(2)のイからニまでに定める構造とすること。</p> <p>ハ イのエレベーターは、2の(2)に定める構造とすること。</p> <p>(7) 傾斜路は、2の(3)に定める構造とすること。</p> <p>(8) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、2の(6)に定める構造とすること。</p> <p>(9) 屋外に設けられる自動車駐車場の車いす使用者用駐車区画、車いす使用者用停車施設及び(5)に規定する通路には、屋根を設けること。</p> <p>(10) 車いす使用者用駐車区画を設ける階に便所を設ける場合において、当該便所は、次に定める構造とすること。</p>

部 分	整 備 基 準 【県道の特定道路】
	<p>イ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限り。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。</p> <p>ロ 床の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ハ 男子用小便器を設ける場合においては、両側に手すりのある床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限り。）その他これに類する小便器を 1 以上設けること。</p> <p>ニ 1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれの 1 以上）の便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 第 1 の 5 の(1)のイからホまでに定める構造とすること。</p> <p>(ロ) 第 1 の 5 の(6)のイ及びロに定める設備を設けること。</p> <p>ホ 第 1 の 5 の(1)に定める便所にあつては、第 1 の 5 の(4)に定める基準に適合させるものとし、それ以外の便所にあつては、第 1 の 5 の(2)及び(4)に定める基準に適合させるものとする。</p>
<p>5 移動等円滑化のために必要なその他の施設</p>	<p>(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。</p> <p>(2) (1)の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p> <p>(3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(4) 立体横断施設及び自動車駐車場における階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路及び踊り場には点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(5) 視覚障害者誘導用ブロックの色彩は、原則として黄色とする。</p> <p>(6) 視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p> <p>(7) 歩道等には適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 歩道等及び立体横断施設には、照明設備を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要と認められる箇所には、照明設備を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。</p>

別表第2（第6条関係）

第5 公園等（第6の基準の適用を受けるものを除く。）に関する整備基準

部 分	整 備 基 準 【県営の特定公園施設以外】
1 園 路	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主要な園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 道路へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ハ) 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> <p>ロ 通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 舗装の表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。</p> <p>(ハ) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(ニ) 歩車道のある通路については、第3の1に定める構造とすること。</p> <p>(ホ) 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ハ 階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 第1の3のイ及びハからホまでに定める構造とすること。</p> <p>(ハ) 階段の上端に近接する通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分については、この限りでない。</p> <p>二 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル（階段又は段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>(ロ) 勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(ハ) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(ニ) 両側に立ち上げ等を設けること。</p> <p>(ホ) 高さ80センチメートル程度の手すりを設けること。</p> <p>(ハ) 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。</p> <p>(ト) 傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。</p> <p>a 勾配が5パーセント以下の傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分</p> <p>b 高さが16センチメートル以下、かつ、勾配が8パーセント以下の傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分</p> <p>c 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分</p>
2 便 所	<p>便所を設ける場合は、第1の5の(1)から(4)までに定める構造とすること。</p>

部 分	整 備 基 準 【県営の特定公園施設以外】
3 駐 車 場	<p>駐車場を設ける場合において、1以上の車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（自動車の駐車のために供する区画が30台未満の場合は、次のイからハまでに定める構造）とすること。</p> <p>イ 公園の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>ロ 区画の幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。</p> <p>ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。</p>
4 標 識	<p>標識を設ける場合は、第1の16に定める構造とすること。</p>
5 附 帯 設 備	<p>ベンチ、野外卓及び水飲場その他設備を設ける場合は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>

別表第 2（第 6 条関係）

第 6 公園等（県営の都市公園に限る。）に関する整備基準

特定公園施設の種類	整備基準【県営の特定公園施設】
<p>1 園路及び広場</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 車止めを設ける場合において、当該車止めの相互間の間隔のうち、1 以上は、120 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ハ) 出入口からの水平距離が 150 センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ニ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ホ) 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> <p>ロ 通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、180 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120 センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ニ) 縦断勾配は、4 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。</p> <p>(ホ) 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることができる。</p> <p>(ハ) 表面の仕上げは滑りにくいものとする。</p> <p>(ト) 歩車道がある場合は、第 3 の 1 に定める構造とすること。</p> <p>(フ) 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> <p>ハ 階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 両側に高さが 80 センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ハ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>(ニ) 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(ホ) 第 1 の 3 のハからホまでに定める構造とすること。</p> <p>二 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地</p>

特定公園施設の 種類	整備基準 【県営の特定公園施設】
	<p>形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>ホ 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊り場を含む。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル（階段又は段を併設する場合には、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>(ロ) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(ハ) 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>(ニ) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(ホ) 両側に立ち上げ等を設けること。</p> <p>(ヘ) 両側に高さが80センチメートル程度の手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側とすることができる。</p> <p>(ト) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ヘ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック等その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>ト 2から7までに規定する特定公園施設のうち、それぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続すること。</p>
<p>2 屋根付広場</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合において、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ロ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。</p>
<p>3 休憩所及び 管理事務所</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所又は管理事務所を設ける場合において、当該休憩所のうち1以上及び管理事務所は、それぞれ次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ハ) 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>a 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p>

特定公園施設の 種類	整備基準 【県営の特定公園施設】
	<p>b 高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ロ カウンターを設ける場合において、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものとすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>ニ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6のイからハまでに定める構造とすること。</p>
4 野外劇場及び野外音楽堂	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合は、それぞれ次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、2のイに定める構造とすること。</p> <p>ロ 出入口とハに規定する車いす使用者用観覧スペース及びへに規定する便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ニ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(ホ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(ハ) 表面の仕上げは滑りにくいものとすること。</p> <p>(ト) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック等その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>ハ 収容定員が200以下の場合、当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は、当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。</p> <p>ニ 車いす使用者用観覧スペースは、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 幅は、90センチメートル以上、奥行きは、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ホ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備を設けること。</p>

特定公園施設の 種類	整 備 基 準 【県営の特定公園施設】
	<p>へ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合において、そのうち1以上は、6のイからハまでに定める構造とすること。</p>
5 駐 車 場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合においては、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（自動車の駐車のために供する区画が30台未満の場合は、次のイからニまでに定める構造）とすること。</p> <p>イ 当該駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設けること。</p> <p>ロ 区画の幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。</p> <p>ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。</p>
6 便 所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、ロに規定する第1の5の(3)中「1以上」とあるのは「当該小便器が設けられた便所ごとに1以上」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 床の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ロ 第1の5の(1)から(4)までに定める構造とすること。</p> <p>ハ 第1の5の(6)のイ及びロに定める設備のある便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）を設けること。</p>
7 水飲場及び 手洗場等	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場、手洗場、ベンチ又は野外卓を設ける場合は、それぞれ高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。</p>
8 掲示板及び 標識	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。</p> <p>ロ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとする。</p> <p>(2) 1から7までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合において、そのうち1以上は、(1)に定めるもののほか、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 標識を設ける位置は、1の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近とすること。</p> <p>ロ 位置、高さ、文字の大きさ色彩等は、高齢者、障害者等が見やすく理</p>

特定公園施設の 種類	整備基準 【県営の特定公園施設】
	<p>解しやすいように配慮したものとする。</p> <p>ハ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障害者が円滑に利用できる構造にすること。ただし、案内所、案内設備等により視覚障害者への情報提供が支障なく行われる場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。</p> <p>ホ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。</p>

別表第3（第7条関係）

公共的施設	図書の種類	明 示 す べ き 事 項
1 建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内の建築物の用途、位置及び出入口、敷地内の通路及び傾斜路、駐車場のうち車いす使用者用駐車区画その他の主要な部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (構造詳細図)	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、出入口、駐車施設その他の主要な部分の位置及び寸法、多機能便房の仕様並びに視覚障害者誘導用ブロック等の敷設位置
2 公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する公共用通路の位置並びに公共交通機関の施設及び出入口の位置
	各階平面図 (構造詳細図)	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、出入口、移動円滑化経路、乗降場その他主要な部分の位置及び寸法、多機能便房の仕様並びに視覚障害者誘導用ブロック等の敷設位置
3 道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	平 面 図	縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに整備に係る箇所の位置、寸法及び仕様並びに視覚障害者誘導用ブロック等の敷設位置
4 公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	配 置 図	縮尺、方位、公園等の境界線、土地の高低、公園等内の施設の用途、位置及び出入口、園路、階段及び傾斜路並びに駐車場（車いす使用者用駐車区画）その他の主要な部分の位置、寸法及び仕様、公園等に接する道路の位置及び幅員並びに視覚障害者誘導用ブロック等の敷設位置

適 合 証 交 付 請 求 書

年 月 日

三重県知事あて

住 所
申 請 者 氏 名 印
〔 法人にあっては、主な事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号 ()

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第19条第1項の規定により、次の施設について適合証の交付を受けたいので請求します。

施設 の 名 称					
施設 の 所 在 地					
施設 の 主 要 用 途					
新 築 等 の 種 類		新 築 ・ 新 設 ・ 増 築 ・ 改 築 ・ 用 途 の 変 更 大 規 模 の 修 繕 ・ 大 規 模 の 模 様 替 ・ そ の 他 ()			
工 事 完 了 年 月 日		年 月 日			
施設 の 概 要	建築物又は公共 交通機関の施設	請求部分の 延べ面積	㎡	請求部分外の 延べ面積	㎡
		階 数	階	構 造	造
	道路又は公園等 の規模等				
事前協議書・通知書		あ り (年 月 日) な し			
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名		() 建築士 大臣・知事		登 録 第	号
		電話番号 ()			
工 事 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名		建設業登録 大臣・知事		登 録 第	号
		電話番号 ()			
施設名公表の可否		障害者、高齢者等が利用できる施設としてデータベースへ入力し、施設名を 公表することについて 同意する ・ 同意しない			
※ 受 付 欄					

備 考 条例第21条第1項の規定による事前協議（変更協議）又は条例第30条第1項ただし書の規定による通知を行った特定施設を除く公共的施設にあっては、適合表等を添付してください。

担当者の連絡先
氏 名
事務所の名称
所 在 地
電 話 番 号

() FAX番号 ()

特定施設新築等（変更）協議申請書

年 月 日

三重県知事あて

住 所
 申請者 氏 名 印
 〔法人にあっては、主な事務所の所在地
 及び名称並びに代表者の氏名〕
 電話番号 ()

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第21条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添付して（変更）協議申請します。

施設 の 名 称							
施設 の 所 在 地							
施設 の 主 要 用 途							
工 事 種 別		新築 ・ 新設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更 ・ その他()					
施 設 の 概 要	建機関の施設又は公共交通	敷 地 面 積	m ²		申 請 棟 数	棟	
		施設 の 用 途	新築等の部分	既存の部分	合 計	階 数 地上 地下 構 造	階 階 造
	合 計	(m ²)	(m ²)	(m ²)			
道 路 園 又 等 是							
工 事 予 定 期 間		年 月 日 から			年 月 日 まで		
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名		() 建築士 大臣・知事		登 録 第		号	
		電 話 番 号		()			
工 事 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名		建設業登録 大臣・知事		登 録 第		号	
		電 話 番 号		()			
※ 受 付 欄							

備 考 変更協議の場合は、変更前及び変更後の整備内容を別紙に記入し添付してください。

担当者の連絡先
 氏 名
 事務所の名称
 所 在 地
 電 話 番 号 () FAX番号 ()

特 定 施 設 工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

三重県知事あて

申請者 住 所
 氏 名 印
 〔 法人にあつては、主な事務所の所在地 〕
 及び名称並び代表者の氏名
 電話番号 ()

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
施 設 の 主 要 用 途	
協議等結果通知書 番号及び年月日	(当初) 第 年 月 号 日 (変更) 第 年 月 号 日
建 築 確 認 通 知 年月日及び番号	第 年 月 日 第 号
工 事 完 了 年 月 日	第 年 月 日
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	() 建築士 大臣・知事 登録 第 号 電話番号 ()
工 事 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名	建設業登録 大臣・知事 登録 第 号 電話番号 ()
事前協議又は変更 協議における結果 通知書の指導及び 助言項目の対応に ついて	
※ 受 付 欄	

担当者の連絡先
 氏 名
 事務所の名称
 所 在 地
 電 話 番 号

() FAX番号 ()

第5号様式（第13条関係）

（表 面）

第	号
身 分 証 明 書	
所 属 名	
職名・氏名	
上記の者は、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第26条第2項に規定する立入調査等を行う職員であることを証明します。	
年	月 日
三重県知事	印

（裏 面）

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（抜粋）
（報告の徴収及び立入調査）
第26条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（用紙の大きさ 縦5.5cm 横9cm）

特 定 施 設 新 築 等 通 知 書

年 月 日

三重県知事あて

住 所
申 請 者 氏 名 印
〔 法人にあっては、主な事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号 ()

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第30条第1項ただし書の規定により、次のとおり関係書類を添えて通知します。

施 設 の 名 称							
施 設 の 所 在 地							
施 設 の 主 要 用 途							
工 事 種 別		新築 ・ 新設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更 ・ その他()					
施 設 の 概 要	建 築 機 関 の 施 設 又 は 公 共 交 通	敷地面積	m ²		申請棟数	棟	
		施設の用途	新築等の部分	既存の部分	合 計	階 数 地上 地下 構 造	階 階 造
	合 計	(m ²)	(m ²)	(m ²)			
	道 公 路 園 又 等 は						
工 事 予 定 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名		() 建築士 大臣・知事				登録 第	号
		電話番号 ()					
工 事 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名		建設業登録 大臣・知事				登録 第	号
		電話番号 ()					
※ 受 付 欄							

担当者の連絡先
氏 名
事務所の名称
所 在 地
電 話 番 号

() FAX番号 ()

第2号様式（その3）（第7条関係）

整備基準適合表（道路（別表第2第4の基準の適用を受けるものを除く。））

公共的施設 （路線） の名称		公共的施設 （路線） の所在地	
延長距離、 幅員等	延長距離 m	全幅員 m	

整備部分・ 整備項目	整備基準	記載図面の 名称及び番号	整備内容	適合 状況	※ 判定欄	
1 歩道	イ 有効幅員200cm以上（トンネル、橋りょう部を除く。）		（有効幅員） cm	適否		
	ロ 歩道の車道等に対する高さは5cmを標準（停留所部分15cmを標準）		（歩道の高さ） cm	適否		
	ハ 歩道と車道等の境界に縁石等を設置		（講じた措置）	適否		
	ニ 横断勾配2%以下		（横断勾配） %	適否		
	ホ 縦断勾配5%以下（やむを得ない場合は8%以下）		（縦断勾配） %	適否		
	ヘ 交差点又は横断歩道で車道等に接続する部分の歩道の縁端の段差2cm以下		（段差処理）	適否		
	ト ヘの段差に接続する歩道の部分は、車いす使用者が静止し円滑に転回できる構造（やむを得ない場合を除く。）		（講じた措置）	適否		
	チ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		（仕上げ材）	適否		
	リ 切下げ部へのすりつけ勾配5%以下（やむを得ない場合は8%以下）		（すりつけ勾配） %	適否		
	又 歩道内に設ける排水溝等につえ等が落ち込まない形状の溝蓋の設置		（講じた措置）	適否		
	ル 視 覚 障 害 者 誘 導 用 ブ ロック等	(イ) 視覚障害者の多い歩道、駅等と施設の間には必要に応じ設置		（講じた箇所）	適否	
(ロ) 横断歩道の直前・直後に設置			（講じた箇所）	適否		
(ハ) 色彩は、原則黄色			（ブロック等） 色 （周囲の床材） 色	適否		
2 立体横断施設	イ 有効幅員200cm以上（地下横断歩道300cm以上）		（有効幅員） cm	適否		
	ロ 傾斜路又は傾斜路付き階段の設置（昇降装置等を設置する場合を除く。）		（講じた措置）	適否		
	ハ 階段等の高さ300cmを超える場合、その途中に踊り場を設置		（講じた措置）	適否		
	ニ 階段の踏面・路面の表面は、滑りにくい材料		（仕上げ材）	適否		
	ホ 階段等及びその踊り場には手すりを両側に設置		（両側手すり） 有・無	適否		
	ヘ 視 覚 障 害 者 誘 導 用 ブ ロック等	(イ) 階段等の上下端に近接する通路、歩道、階段踊り場に設置		（講じた箇所）	適否	
		(ロ) 色彩は、原則黄色		（ブロック等） 色 （周囲の床材） 色	適否	

第2号様式（その4）（第7条関係）

整備基準適合表（道路（県道の特定道路に限る。））

公共的施設 （路線） の名称		公共的施設 （路線） の所在地	
延長距離、 幅員等	延長距離 m	全幅員 m	

整備部分・ 整備項目	整備基準	記載図面の 名称及び番号	整備内容	適合 状況	※ 判定欄
1 歩道等					
(1) 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、原則として歩道を設置			(歩道の有無) 有・無	適否	
(2) 有効幅員	イ 有効幅員は、原則として道路の構造基準を定めた三重県が管理する県道の整備に関する条例の規定に準じ、次の値以上 (歩道) ・ 歩行者交通量の多いもの：3.5m ・ その他のもの：2.0m (自転車歩行者道) ・ 歩行者交通量の多いもの：4.0m ・ その他のもの：3.0m ロ 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。		(有効幅員) cm ※道路の区分 (歩道等の区分) <input type="checkbox"/> 歩道 <input type="checkbox"/> 自転車歩行者道 (交通量) <input type="checkbox"/> 歩行者交通量の多い道路 <input type="checkbox"/> その他の道路 (高齢者、障害者等の交通量) 多・普通・少	適否	
(3) 舗装の構造	イ 雨水を浸透させる構造（やむを得ない場合を除く。） ロ 平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ		(講じた措置) (仕上げ)	適否 適否	
(4) 勾配	イ 縦断勾配は5%以下（やむを得ない場合は8%以下） ロ 横断勾配は1%以下（車両乗り入れ部を除く。また、やむを得ない場合は2%以下。） ハ すりつけ勾配は5%以下（やむを得ない場合は8%以下）		(縦断勾配) % (横断勾配) % (すりつけ勾配) %	適否 適否 適否	
(5) 歩道等と車道等の分離	イ 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設置 ロ 歩道等の縁石の車道等に対する高さは15cm以上とし、歩道等の構造・交通・土地利用等を考慮 ハ 必要な場合、車道等の間に植樹帯、並木・柵を設置		(講じた措置) (講じた措置) (講じた措置)	適否 適否 適否	
(6) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さ	イ 高さは原則として5cmを標準（交差点等に接続する歩道等の部分を除く。）（乗合自動車停留所・車両乗入れ部の状況等を考慮）		(歩道等の高さ) cm	適否	
(7) 交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分	イ 縁端は車道等より高くし、段差は2cm以下 ロ イの段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が転回できる構造		(段差) cm (講じた措置)	適否 適否	
(8) (2)にかかわらず、車両乗入れ部のうち、(4)の口の勾配の基準を満たす部分の有効幅員は原則として200cm以上			(有効幅員) cm	適否	
(9) 歩道等内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝蓋を設置			(講じた措置)	適否	

2 立体横断施設			
(1) 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な箇所に立体横断施設を設置		(立体横断施設) 有・無	適否
(2) エレベーター — 次に定める構造のエレベーターを設置 (昇降の高さが低い場合、やむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。)	イ かがこの内のり幅・内のり奥行きは、それぞれ150cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否
	ロ イにかかわらず、出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの(出入口の開閉を音声で知らせる装置があるものに限る。)は、内のり幅140cm以上、内のり奥行き135cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否
	ハ 出入口の有効幅員は、イのエレベーター90cm以上、ロのエレベーター80cm以上	(有効幅員) cm	適否
	ニ かがご内に鏡の設置(ロのエレベーターを除く。)	(鏡) 有・無	適否
	ホ かがご外からかがご内が確認できる構造	(講じた措置)	適否
	ヘ かがご内の側面に手すりを設置	(手すり) 有・無	適否
	ト 出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設置	(機能の有無) 有・無	適否
	チ かがご内に停止予定階・現在位置の表示装置を設置	(装置の有無) 有・無	適否
	リ かがご内に到着階、戸の閉鎖を音声で知らせる装置を設置	(装置の有無) 有・無	適否
	ヌ かがご内・乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置	(装置の位置) 適・不適	適否
	ル かがご内・乗降ロビーの制御装置(ヌの制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作可能	(講じた措置)	適否
	ヲ 乗降ロビーの幅・奥行きはそれぞれ150cm以上	(幅) cm (奥行き) cm	適否
	ワ 停止階が3以上のエレベーターの乗降ロビーには、昇降方向を音声で知らせる装置を設置(かがご内に出入口の戸が開いた時に昇降方向を音声で知らせる装置がある場合を除く。)	(装置の有無) 有・無	適否
(3) 傾斜路	イ 有効幅員は200cm以上(やむを得ない場合は100cm以上)	(有効幅員) cm	適否
	ロ 縦断勾配は5%以下(やむを得ない場合は8%以下)	(縦断勾配) %	適否
	ハ 横断勾配は、設けない。	(勾配の有無) 有・無	適否
	ニ 二段式の手すりを両側に設置	(設備の有無) 有・無	適否
	ホ 手すりの端部に、傾斜路の通ずる場所を示す点字を設置	(点字) 有・無	適否
	ヘ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ	(仕上げ)	適否
	ト 傾斜路の勾配部分は識別が容易	(講じた措置)	適否
	チ 両側に立ち上げ・柵等を設置(側面が壁面の場合を除く。)	(講じた措置)	適否

	リ 傾斜路下面と歩道等の路面との間が250cm以下で、進入を防ぐため必要な場合、柵等を設置	(講じた措置)	適否	
	ヌ 高さが75cmを超える傾斜路は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置	(傾斜路の高さ) cm (踊り場の有無) 有・無	適否	
(4) エスカレーター エレベーターのほか、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合は、次に定める構造のエスカレーターを設置	イ 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設置	(講じた措置) 専用・その他	適否	
	ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい。	(仕上げ)	適否	
	ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある	(講じた措置)	適否	
	ニ 踏み段相互の境界の識別が容易	(講じた措置)	適否	
	ホ くし板と踏み段との境界の識別が容易	(講じた措置)	適否	
	ヘ エスカレーターの上下端に近接する歩道等の路面に進入の可否を表示	(表示の有無) 有・無	適否	
	ト 踏み段の有効幅員は100cm以上。歩行者の交通量が少ない場合は60cm以上	(有効幅員) cm	適否	
(5) 通路	イ 有効幅員は200cm以上（地下横断歩道は300cm以上）とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 縦断・横断勾配は設けない（やむを得ない場合又は路面の排水のため必要な場合を除く。）	(講じた措置)	適否	
	ハ 二段式の手すりを両側に設置	(設備の有無) 有・無	適否	
	ニ 手すりの端部に、通路の通ずる場所を示す点字を設置	(点字) 有・無	適否	
	ホ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ	(仕上げ)	適否	
	ヘ 両側に立ち上げ・柵等を設置（側面が壁面の場合を除く。）	(講じた措置)	適否	
(6) 階段	イ 有効幅員は150cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 二段式の手すりを両側に設置	(設備の有無) 有・無	適否	
	ハ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を設置	(点字) 有・無	適否	
	ニ 回り段を設けない（やむを得ない場合を除く。）。	(回り段) 有・無	適否	
	ホ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ	(仕上げ材)	適否	
	ヘ 両側に立ち上げ・柵等を設置（側面が壁面の場合を除く。）	(講じた措置)	適否	
	ト 段が識別しやすく、段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものがない。	(講じた措置)	適否	
	チ 階段下面と歩道等の路面との間が250cm以下で、進入を防ぐため必要な場合、柵等を設置	(講じた措置)	適否	
	リ 階段の高さが300cmを超える場合には、その途中に踊り場を設置	(高さ) cm (踊り場) 有・無	適否	

	又 踊り場の踏幅は、直階段の場合は120cm以上、その他の場合は当該階段の幅員の値以上		(階段の種類) 直階段・その他 (踏幅) cm	適否	
3 乗合自動車停留所					
(1)	乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは15cmを標準		(高さ) cm	適否	
(2)	ベンチ及びその上屋を設置(それらを代替する施設が既にある場合又はやむを得ない場合を除く。)		(講じた措置)	適否	
4 自動車駐車場					
(1)	車いす使用者用駐車区画の設置数	全駐車台数が200以下の場合には50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設置	(全駐車台数) 台 (設置台数) 台	適否	
(2)	車いす使用者用駐車区画	イ 車いす使用者用駐車区画は、歩行者の出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適否	
		ロ 区画の幅は350cm以上	(区画の幅) cm	適否	
		ハ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示	(講じた措置)	適否	
(3)	車いす使用者用停車施設 自動車の出入口又は車いす使用者用駐車区画を設ける際には、車いす使用者用停車施設を設置(やむを得ない場合は除く。)	イ 車いす使用者用停車施設は、歩行者の出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適否	
		ロ 有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ150cm以上とする等車いす使用者が安全かつ円滑に乗降できる構造	(幅員) cm (奥行き) cm (その他講じた措置)	適否	
		ハ 車いす使用者用停車施設であることを立て看板等見やすい方法により標示	(講じた措置)	適否	
(4)	歩行者の出入口 次に定める構造とする。 (当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口は除く。)	イ 有効幅員は90cm以上(駐車場外へ通ずる1以上の歩行者の出入口の有効幅員は120cm以上)	(幅員) cm (120cm以上の出入口数) 箇所	適否	
		ロ 有効幅員120cm以上の歩行者出入口に戸を設ける場合、1以上は自動的に開閉し、その他は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	(講じた措置)	適否	
		ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。	(支障となる段) 有・無	適否	
(5)	通路 歩行者出入口から車いす使用者用駐車区画に至る通路のうち1以上は、次に定める構造	イ 有効幅員は200cm以上	(有効幅員) cm	適否	
		ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。	(支障となる段) 有・無	適否	
		ハ 路面は、平坦で、かつ、滑りにくい仕上げ	(仕上げ)	適否	
(6)	エレベーター	車いす使用者用駐車区画が設けられている階に歩行者出入口がない場合、エレベーターを設置(やむを得ない場合は、エレベーターに代え傾斜路の設置でも可。)	(EVの有無) 有・無 (その他講じた措置)	適否	
		イ エレベーターのうち1以上は、歩行者出入口に近接して設置	(講じた措置)	適否	

ロ イ 以 外 の エ レ ベ ー タ ー	2の(2)のイ かがの内のり幅・内のり奥行きは、それぞれ150cm以上	(幅) (奥行き)	cm cm	適否	
	2の(2)のロ 2の(2)のイにかかわらず、出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの(出入口の開閉を音声で知らせるものに限る。)は、内のり幅140cm以上、内のり奥行き135cm以上	(幅) (奥行き)	cm cm	適否	
	2の(2)のハ 出入口の有効幅員は、2の(2)のイのエレベーター90cm以上、ロのエレベーター80cm以上	(有効幅員)	cm	適否	
	2の(2)のニ かが内に鏡を設置(2の(2)のロのエレベーターを除く。)	(設備の有無) 有・無		適否	
ハ イ に 規 定 す る エ レ ベ ー タ ー	2の(2)のイ かがの内のり幅・内のり奥行きは、それぞれ150cm以上	(幅) (奥行き)	cm cm	適否	
	2の(2)のロ 2の(2)のイにかかわらず、出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの(出入口の開閉を音声で知らせるものに限る。)は、内のり幅140cm以上、内のり奥行き135cm以上	(幅) (奥行き)	cm cm	適否	
	2の(2)のハ 出入口の有効幅員は、2の(2)のイのエレベーター90cm以上、ロのエレベーター80cm以上	(出入口の有効幅員)	cm	適否	
	2の(2)のニ かが内に鏡を設置(2の(2)のロのエレベーターを除く。)	(設備の有無) 有・無		適否	
	2の(2)のホ かが外からかが内が確認可能	(確認の可否) 可能・不可		適否	
	2の(2)のヘ かが内の側面に手すりを設置	(設備の有無) 有・無		適否	
	2の(2)のト 出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設置	(機能の有無) 有・無		適否	
	2の(2)のチ かが内に停止予定階・現在位置の表示装置を設置	(装置の有無) 有・無		適否	
	2の(2)のリ かが内に到着階、戸の閉鎖を音声で知らせる装置を設置	(装置の有無) 有・無		適否	
	2の(2)のヌ かが内・乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置	(装置の位置) 適・不適		適否	
	2の(2)のル かが内・乗降ロビーの制御装置(2の(2)のヌの制御装置を除く。)は視覚障害者が円滑に操作可能	(講じた措置)		適否	
	2の(2)のヲ 乗降ロビーの幅・奥行きはそれぞれ150cm以上	(幅) (奥行き)	cm cm	適否	
	2の(2)のワ 停止階が3以上のエレベーターの乗降ロビーには、昇降方向を音声で知らせる装置を設置(かが内に出入口の戸が開いた時に昇降方向を音声で知らせる装置がある場合を除く。)	(装置の有無) 有・無		適否	

(7) 傾斜路	2の(3)のイ 有効幅員は200cm以上(やむを得ない場合は100cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
	2の(3)のロ 縦断勾配は5%以下(やむを得ない場合は8%以下)	(縦断勾配) %	適否	
	2の(3)のハ 横断勾配は設けない。	(勾配) 有・無	適否	
	2の(3)のニ 二段式の手すりを両側に設置	(設備の有無) 有・無	適否	
	2の(3)のホ 手すりの端部に、傾斜路の通ずる場所を示す点字を設置	(点字) 有・無	適否	
	2の(3)のヘ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ	(仕上げ)	適否	
	2の(3)のト 傾斜路の勾配部分の識別が容易	(講じた措置)	適否	
	2の(3)のチ 両側に立ち上げ・柵等を設置(側面が壁面である場合を除く。)	(講じた措置)	適否	
	2の(3)のリ 傾斜路下面と歩道等の路面との間が250cm以下で、進入を防ぐため必要な場合は、柵等を設置	(講じた措置)	適否	
	2の(3)のヌ 高さが75cmを超える傾斜路は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置	(傾斜路の高さ) cm (踊り場の有無) 有・無	適否	
(8) 階段 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造	2の(6)のイ 有効幅員は、150cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	2の(6)のロ 二段式の手すりを両側に設置	(設備の有無) 有・無	適否	
	2の(6)のハ 手すりの端部に、階段の通ずる場所を示す点字を設置	(点字) 有・無	適否	
	2の(6)のニ 回り段を設けない(やむを得ない場合を除く。)	(回り段) 有・無	適否	
	2の(6)のホ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ	(仕上げ)	適否	
	2の(6)のヘ 階段の両側には立ち上げ・柵等を設置(側面が壁面である場合を除く。)	(講じた措置)	適否	
	2の(6)のト 段が識別しやすく、段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものがない。	(講じた措置)	適否	
	2の(6)のチ 階段下面と歩道等の路面との間が250cm以下で、進入を防ぐため必要な場合は、柵等を設置	(講じた措置)	適否	
	2の(6)のリ 階段の高さが300cmを超える場合は、その途中に踊り場を設置	(高さ) cm (踊り場の有無) 有・無	適否	
2の(6)のヌ 踊り場の踏幅は、直階段の場合は120cm以上、その他の場合は当該階段の幅員の値以上	(階段の種類) 直階段・その他 (踏幅) cm	適否		
(9) 屋外の車いす使用者用駐車区画、車いす使用者用停車施設及び(5)の通路には、屋根を設置	(屋根) 有・無	適否		
(10) 車いす使用者用駐車区画を設ける階に便所を設ける場合の構造	イ 便所の出入口付近に、男女の区別・便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板等を設置	(講じた措置)	適否	
	ロ 床の表面は、滑りにくい仕上げ	(仕上げ)	適否	

		ハ 男子用小便器は、両側手すりのある床置き・壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のもの）等を1以上設置	(設置数) (便器形式)	適否		
		ニ(イ)(ロ) 1以上(男女の区別があるときは各1以上)の便所は、別表第2第1の5の(1)のイからホまで、並びに、別表第2第1の5の(6)のイ・ロに定める構造				
	第1の5の(1)イホ	イ-1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円の内接・便器前方に120cm以上の距離)の確保	(内接円の直径) cm (便器の前方) cm	適否		
		イ-2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備) (イ) 腰掛け便座 (ロ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ハ) 洗浄装置 (ニ) 鏡 (ホ) 洗面器 (ヘ) 操作容易な水栓器具 (ト) 非常通報装置 (チ) 施錠装置 (リ) ペーパーホルダー	(設置設備)			
		ロ-1 出入口の有効幅員80cm以上	(有効幅員) cm	適否		
		ロ-2 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否		
		ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能	(開閉方法)	適否		
		ニ 出入口付近に多機能便所の表示	(表示) 有・無	適否		
		ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保	(高さ) cm (下部空間の寸法) cm	適否		
		(6) 第1の5のイ・ロ	イ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合等でやむを得ないときは簡易洗浄装置も可)を設置	(設置設備)	適否	
			ロ 便所及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示	(表示方法)	適否	
			ホ-1 多機能便所のある一般の便所には、次の洗面器を設置(第1の5の(4))			
	第1の5の(4)	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置(多機能便所内に設けられた洗面器は除く。)	(構造)	適否		
		ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適否		
		ホ-2 多機能便所のない便所は、次に定める構造(第1の5の(2)及び(4))				
	第1の5の(2)	各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便所を1以上(男女用の区別があるときは各1以上)設置	(設置数) 男子用 女子用	適否		
	第1の5の(4)	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置	(構造)	適否		
		ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適否		
5	移動等円滑化のために必要なその他の施設					
	(1)(2) 案内標識	(1) 交差点、駅前広場等必要がある箇所に、高齢者、障害者等が日常生活・社会生活で利用する官公庁施設、福祉施設等及びエレベーター等の必要な施設の案内標識を設置	(案内標識) 有・無	適否		

	(2) 案内標識には、点字、音声等で視覚障害者を案内する設備を設置		(視覚障害者の案内設備) 有・無	適否	
(3)(4)(5) 視覚障害者誘導用ブロック	(3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、自動車駐車場の通路の必要な箇所に設置		(視覚障害者誘導用ブロック) 有・無	適否	
	(4) 立体横断施設、自動車駐車場の階段、傾斜路、エスカレーターの上下端に近接する通路・踊り場に点状ブロックを設置		(点状ブロック) 有・無	適否	
	(5) 色彩は原則黄色		(ブロック) 色 (周囲の床材) 色	適否	
(6) 音声による案内設備	視覚障害者のため、必要な箇所に音声により案内する設備を設置		(設備の有無) 有・無	適否	
(7) ベンチ及びその上屋	歩道等に適当な間隔でベンチ及びその上屋を設置(代替施設が既に存する場合、やむを得ない場合を除く。)		(ベンチ及びその上屋) 有・無	適否	
(8)(9) 照明設備	(8) 歩道等・立体横断施設に照明設備を連続して設置(夜間における路面の照度が十分に確保される場合を除く。)		(照明設備) 有・無	適否	
	(9) 乗合自動車停留所、自動車駐車場の必要な箇所に、照明設備を設置(夜間における路面の照度が十分な場合を除く。)		(照明設備) 有・無	適否	

第2号様式（その5）（第7条関係）

整備基準適合表（公園等（別表第2第6の基準の適用を受けるものを除く。））

公共的施設 （公園等） の名称		公共的施設 （公園等） の所在地	
公園等面積	㎡		

整備部分・ 整備項目	整備基準	記載図面の 名称及び番号	整備内容	適合 状況	※ 判定欄	
1 園 路（主要な園路は次に定める構造）						
イ 出入口 道路又は駐車場 へ通ずる出入口の うち、それぞれ1 以上の出入口	(イ) 有効幅員 120 cm以上		(有効幅員) cm	適否		
	(ロ) 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差の有無) 有・無	適否		
	(ハ) 必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設		(講じた措置)	適否		
ロ 通路	(イ) 有効幅員 120 cm以上		(有効幅員) cm	適否		
	(ロ) 表面の仕上げは滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否		
	(ハ) 縦断勾配 4%以下（やむを得ない場合は8%以下）		(縦断勾配) %	適否		
	(ニ) 歩車道のある通路は、別表第2第3の1のイからヌまでに定める構造					
	第3の1のイヌ	第3の1のイ 有効幅員 200cm 以上（トンネル、橋りょう部を除く。）		(有効幅員) cm	適否	
		第3の1のロ 歩道の車道等に対する高さは5cmを標準		(歩道の高さ) cm	適否	
		第3の1のハ 歩道と車道等の境界に縁石等を設置		(講じた措置)	適否	
		第3の1のニ 横断勾配 2%以下		(横断勾配) %	適否	
		第3の1のホ 縦断勾配 5%以下（やむを得ない場合は8%以下）		(縦断勾配) %	適否	
		第3の1のヘ 交差点又は横断歩道で車道等に接続する部分の歩道の縁端の段差 2cm 以下		(段差処理)	適否	
第3の1のト ヘの段差に接続する歩道の部分は、車いす使用者が静止し、円滑に転回できる構造（やむを得ない場合を除く。）			(講じた措置)	適否		
第3の1のチ 表面の仕上げは、滑りにくい材料			(仕上げ材)	適否		
第3の1のリ 切下げ部へのすりつけ勾配 5%以下（やむを得ない場合は8%以下）			(すりつけ勾配) %	適否		
第3の1のヌ 歩道内に設ける排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝蓋の設置		(講じた措置)	適否			
(ホ) 必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロック等を設置		(講じた措置)	適否			
(ハ) やむを得ず階段又は段を設ける場合は、傾斜路を併設		(講じた措置)	適否			

ハ 階段	(イ) 有効幅員 120cm 以上	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 階段は、別表第2第1の3のイ及びハからホまでに定める構造			
	第1の3のイ・ハ・ホ	第1の3のイ 高さ 80cm 程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否
		第1の3のハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否
		第1の3のニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否
		第1の3のホ 段が識別しやすく、段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものがない。	(講じた措置)	適否
(ハ) 階段の上端に近接する通路・踊り場に点状ブロック等の設置(段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場は除く。)	(講じた措置)	適否		
ニ 傾斜路 階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。	(イ) 有効幅員 120 cm以上(段併設の場合は 90 cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 勾配 8%以下	(勾配) %	適否	
	(ハ) 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否	
	(ニ) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	(ホ) 高さ 80cm 程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否	
	(ハ) 表面の仕上げは滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	(ト) 傾斜路の上端に近接する通路・踊り場の部分に点状ブロック等を設置。ただし、次に定める部分は除く。 a 勾配 5%以下の傾斜路の上端に近接する通路・踊り場の部分 b 高さ 16cm 以下、かつ、勾配 8%以下の傾斜路の上端に近接する通路・踊り場の部分 c 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分	(講じた措置)	適否	
	2 便 所(別表第2第1の5の(1)から(4)までに定める構造)			
第1の5の(1) 多機能便房	便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する便所(多機能便房)を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置	(設置数) 男子用 女子用 男女兼用	適否	
	イー1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径 150cm 以上の円の内接・便器前方に 120cm 以上の距離)の確保	内接円の直径 cm 便器の前方 cm	適否	
	イー2 設備機器類を適切な位置・高さに配置(設置設備) (イ) 腰掛け便座 (ロ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ハ) 洗浄装置 (ニ) 鏡 (ホ) 洗面器 (ヘ) 操作容易な水栓器具 (ト) 非常通報装置 (チ) 施錠装置 (リ) ペーパーホルダー	(設置設備)	適否	
ロー1 出入口の有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否		

	ロ-2 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否	
	ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能	(開閉方法)	適否	
	ニ 出入口付近に多機能便房の表示	(表示方法)	適否	
	ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保	(高さ) cm (下部空間の寸法) cm	適否	
第1の5の(2) 一般便所	各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置(当該便所内に(1)の便房を設ける場合を除く。)	(設置数) 男子用 女子用	適否	
第1の5の(3) 男子用小便器	男子用小便器は、両側手すり付きの床置き・壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置	(設置数) (便器形式)	適否	
第1の5の(4) 便所内の洗面器の構造	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置(多機能便房内のものを除く。)	(構造)	適否	
	ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適否	
3 駐 車 場				
区画数が30未満の駐車場	次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を1以上設置	(設置数) 区画	適否	
	イ 公園出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適否	
	ロ 区画の幅は350cm以上	(区画の幅) cm	適否	
	ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	(講じた措置)	適否	
区画数が30以上の駐車場	次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を1以上設置	(設置数) 区画	適否	
	イ 公園出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適否	
	ロ 区画の幅は350cm以上	(区画の幅) cm	適否	
	ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	(講じた措置)	適否	
	ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示	(標示方法) (高さ) cm	適否	
	ホ 主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示・誘導する立て看板を設置(道等から視認できる場合を除く。)	(標示方法) (高さ) cm	適否	
4 案内板等	案内板等を設ける場合は、別表第2第1の16に定める構造	(設置場所)	適否	
	第1の16 イ 第1の16のイ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障害者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮	(講じた措置)	適否	
	第1の16 ロ 第1の16のロ 点字による表記等、視覚障害者が円滑に利用できる構造(案内所、案内設備等により、視覚障害者への情報提供が支障なく行われる場合を除く。)	(講じた措置)	適否	

	第1の16のハ 多機能便房のある 便所、エレベーター等、車いす使 用者用駐車区画の位置を表示		(講じた措置)	適否	
	第1の16のニ 必要に応じてロー マ字又は絵による表示		(講じた措置)	適否	
5 附帯設備	ベンチ、野外卓、水飲場等を設ける場 合は、障害者、高齢者等が円滑に利用で きる構造		(講じた措置)	適否	

第2号様式（その6）（第7条関係）

整備基準適合表（公園等（県営の都市公園に限る。））

公共的施設 （公園等） の名称	公共的施設 （公園等） の所在地
公園等面積	m ²

特定公園施設の種類	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定欄
1 園路及び広場 園路及び広場のうち1以上は、次に定める構造	イ 出入口				
	(イ) 有効幅員は120cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 車止めの相互間の間隔のうち1以上は、120cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(ハ) 出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保（やむを得ない場合を除く。）		(水平距離) cm	適否	
	(ニ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。		(段の有無) 有・無	適否	
	(ホ) 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を設置		(講じた措置)	適否	
	ロ 通路				
	(イ) 有効幅員180cm以上（やむを得ない場合は、通路の末端付近及び50mごとに車いすが転回することができる場所を設けた上で、120cm以上とすることができる。）		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) (ハ)の場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。		(段の有無) 有・無	適否	
	(ハ) やむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設		(講じた措置)	適否	
	(ニ) 縦断勾配4%以下（やむを得ない場合は8%以下）		(縦断勾配) %	適否	
	(ホ) 横断勾配は1%以下（やむを得ない場合は2%以下）		(横断勾配) %	適否	
	(ハ) 表面は滑りにくい仕上げ		(仕上げ材)	適否	
	(ト) 歩車道がある場合は、別表第2第3の1に定める構造				
	第3の1のイ 有効幅員は200cm以上（トンネル、橋りょう部を除く。）		(有効幅員) cm	適否	
	第3の1のロ 歩道の車道等に対する高さは5cmを標準		(歩道の高さ) cm	適否	
	第3の1のハ 歩道と車道等の境界に縁石等を設置		(講じた措置)	適否	
	第3の1のニ 横断勾配は2%以下		(横断勾配) %	適否	
	第3の1のホ 縦断勾配は5%以下（やむを得ない場合は8%以下）		(縦断勾配) %	適否	
	第3の1のヘ 交差点又は横断歩道で車道等に接続する部分の歩道の縁端の段差2cm以下		(段差処理)	適否	
第3の1のト ヘの段差に接続する歩道の部分は、車いす使用者が静止し、円滑に転回できる構造（やむを得ない場合を除く。）		(講じた措置)	適否		

	第3の1のチ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	第3の1のリ すりつけ勾配は5%以下(やむを得ない場合は8%以下)	(すりつけ勾配) %	適否	
	第3の1のヌ 歩道内に設ける排水溝等に、つえ等が落ち込まない形状の溝蓋の設置	(講じた措置)	適否	
	(フ) 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を設置	(講じた措置)	適否	
ハ	階段			
	(イ) 有効幅員は120cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 両側に高さ80cm程度の手すりの設置(やむを得ない場合は除く。)	(両側手すり) 有・無	適否	
	(ハ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を設置	(点字) 有・無	適否	
	(ニ) 回り段を設けない(やむを得ない場合は除く。)	(講じた措置)	適否	
	(ホ) 別表第2第1の3のハからホまでに定める構造			
第1の3のハ	第1の3のハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
第1の3のロ	第1の3のロ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
第1の3のホ	第1の3のホ 段が識別しやすく、段鼻の突き出し等つまずきの原因となるものがない。	(講じた措置)	適否	
二	傾斜路 階段を設ける場合は傾斜路を併設(傾斜路の設置が困難な場合はエレベーター、エスカレーター等に代えることができる。)	(講じた措置)	適否	
ホ	傾斜路は次に定める構造(階段又は段に代わり、又は併設するものに限る。踊り場を含む。)			
	(イ) 有効幅員は120cm(段を併設する場合は、90cm)以上	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 縦断勾配は8%以下	(縦断勾配) %	適否	
	(ハ) 横断勾配は設けない	(横断勾配) 有・無	適否	
	(ニ) 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否	
	(ホ) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	(ハ) 両側に高さ80cm程度の手すりを設置(やむを得ない場合は片側で可)	(両側手すり) 有・無	適否	
	(ト) 表面の仕上げは滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
ヘ	転落のおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック等転落防止設備を設置	(講じた措置)	適否	
ト	2から7の特定公園施設のうち、それぞれ1以上及び主要な公園施設(修景・休養・遊戯・運動・教養・便益施設等のうち重要と認められるもの)に接続	(主要な公園施設) (接続する施設)	適否	

2 屋根付広場 屋根付広場のうち1以上は、次に定める構造	イ 出入口	(イ) 有効幅員は120cm以上（やむを得ない場合は80cm以上）	(有効幅員) cm	適否		
		(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない	(段の有無) 有・無	適否		
		ロ 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保	(講じた措置)	適否		
3 休憩所及び管理事務所 休憩所のうち1以上及び管理事務所は、次に定める構造	イ 出入口	(イ) 有効幅員は120cm以上（やむを得ない場合は80cm以上）	(有効幅員) cm	適否		
		(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない	(段の有無) 有・無	適否		
		(ハ) 戸を設ける場合は次に定める構造				
		a 有効幅員は80cm以上	(有効幅員) cm	適否		
		b 高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造	(講じた措置)	適否		
		ロ カウンターを設ける場合は、1以上は車いす使用者の円滑な利用に適した構造（常時勤務する者が容易に対応できる構造である場合除く。）	(講じた措置)	適否		
		ハ 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保	(講じた措置)	適否		
		ニ 便所を設ける場合、1以上は6のイからハまでに定める構造				
		6のイ	6のイ 床の表面の仕上げは滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
		6のロ	6のロ 別表第2第1の5の(1)から(4)までに定める構造			
		第1の5	第1の5の(1) 多機能便房 次に定める構造及び設備を有する便所（多機能便房）を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置	(設置数) 男子用 女子用 男女兼用	適否	
		(1)	イー1 車いす使用者が利用できる十分な空間（直径150cm以上の円の内接・便器前方に120cm以上の距離）の確保	(内接円の直径) cm (便器の前方) cm	適否	
		(4)	イー2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備) (イ) 腰掛け便座 (ロ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ハ) 洗浄装置 (ニ) 鏡 (ホ) 洗面器 (ヘ) 操作容易な水栓器具 (ト) 非常通報装置 (チ) 施錠装置 (リ) ペーパーホルダー	(設置設備)	適否	
			ロー1 出入口の有効幅員80cm以上	(有効幅員) cm	適否	
			ロー2 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段の有無) 有・無	適否	
			ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能	(開閉方法)	適否	
			ニ 出入口付近に多機能便房の表示	(表示方法)	適否	

			ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保	(高さ) cm (下部空間の寸法) cm	適否		
			第1の5の(2) 一般便所 各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置(当該便所内に多機能便房を設ける場合を除く。)	(設置数) 男子用 女子用	適否		
			第1の5の(3) 男子用小便器 男子用小便器は、両側手すり付きの床置き・壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置	(設置数) (便器形式)	適否		
			第1の5の(4) 便所内の洗面器の構造				
			イ カウンター埋込み式又は手すりの設置(多機能便房内のものを除く。)	(構造)	適否		
			ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適否		
			6のハ 別表第2第1の5の(6)のイ及び口のオストメイト対応設備のある便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置				
			第1の5の(6) (イ) 第1の5の(6)のイ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合でやむを得ないときは簡易洗浄装置でも可)を設置 (ロ) 第1の5の(6)のロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示	(設置設備) (表示方法)	適否 適否		
4 野外劇場及び野外音楽堂 野外劇場及び野外音楽堂は、次に定める構造	イ	出入口は2のイに定める構造	2のイの(イ) 有効幅員は120cm以上(やむを得ない場合は80cm以上)	(有効幅員) cm	適否		
			2のイの(ロ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。	(段の有無) 有・無	適否		
		ロ 通路 出入口と車いす使用者用観覧スペース及び便所との間の通路は、次に定める構造	(イ) 有効幅員は120cm以上(やむを得ない場合、通路の末端付近に車いすの転回に支障のない場所を設けた場合は80cm以上)	(有効幅員) cm	適否		
			(ロ) (ハ)の場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。	(段の有無) 有・無	適否		
			(ハ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設	(講じた措置)	適否		
			(ニ) 縦断勾配は5%以下(やむを得ない場合は8%以下)	(縦断勾配) %	適否		
			(ホ) 横断勾配は1%以下(やむを得ない場合は2%以下)	(横断勾配) %	適否		
			(ハ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否		
			(ト) 転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック等転落を防止するための設備を設置	(講じた措置)	適否		

	ハ 車いす使用者用観覧スペース 収容定員が200以下の場合50分の1を乗じて得た数以上、200を超える場合100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設置		(収容定員) 人 (車いす観覧スペース設置数)	適否	
	ニ 車いす使用者用観覧スペースの構造				
	(イ) 幅は90cm以上、奥行きは120cm以上		(幅) cm (奥行き) cm	適否	
	(ロ) 車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けない		(段の有無) 有・無	適否	
	ホ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵等の転落防止設備を設置		(講じた措置)	適否	
	ヘ 便所を設ける場合、1以上は6のイからハまでに定める構造				
6 の イ ハ	6のイ 床の表面の仕上げは滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	6のロ 別表第2第1の5の(1)から(4)までに定める構造				
	第1の5の(1) 多機能便房 次に定める構造及び設備を有する便所(多機能便房)を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置		(設置数) 男子用 女子用 男女兼用	適否	
	イー1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円の内接・便器前方に120cm以上の距離)の確保		(内接円の直径) cm (便器の前方) cm	適否	
	イー2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備) (イ) 腰掛け便座 (ロ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ハ) 洗浄装置 (ニ) 鏡 (ホ) 洗面器 (ヘ) 操作容易な水栓器具 (ト) 非常通報装置 (フ) 施錠装置 (リ) ペーパーホルダー		(設置設備)	適否	
	ロー1 出入口の有効幅員80cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	ロー2 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段の有無) 有・無	適否	
	ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能		(開閉方法)	適否	
	ニ 出入口付近に多機能便房の表示		(表示方法)	適否	
	ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保		(高さ) cm (下部空間の寸法) cm	適否	
	第1の5の(2) 一般便所 各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置(当該便所内に多機能便房を設ける場合を除く。)		(設置数) 男子用 女子用	適否	

		第1の5の(3) 男子用小便器 男子用小便器は、両側手すり付きの床置き・壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設置	(設置数)	適否	
		第1の5の(4) 便所内の洗面器の構造	(便器形式)		
		イ カウンター埋込み式又は手すりの設置（多機能便所内のものを除く。）	(構造)	適否	
		ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適否	
		6のハ 別表第2第1の5の(6)のイ及び口のオストメイト対応設備のある便所を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置			
	第1の5の(6)	第1の5の(6)のイ 汚物流し（既存便所の改修を行う場合でやむを得ないときは簡易洗浄装置でも可）を設置	(設置設備)	適否	
	(6)	第1の5の(6)のロ 便所及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示	(表示方法)	適否	
5 駐車場	(1)	駐車場のうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合50分の1を乗じて得た数以上、200を超える場合100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設置（専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場を除く。）	(駐車場区画数)	適否	
			台		
			(車いす使用者用駐車区画)		
			台		
	(2)	車いす使用者用駐車区画は次に定める構造			
	区画数が30以上の駐車場	イ 駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適否	
		ロ 区画の幅は350cm以上	(区画の幅)	適否	
		ハ 床面は、平坦で、水はけの良い仕上げ	cm		
		ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示	(仕上げ材)	適否	
		ホ 主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示・誘導する立て看板を設置（道等から視認できる場合を除く。）	(標示方法)	適否	
			(高さ)	cm	
	場 区画数が30未満の駐車場	イ 当該駐車場へ通ずる園路及び広場に最も近い位置に設置	(標示方法)	適否	
		ロ 区画の幅は350cm以上	(講じた措置)	適否	
		ハ 床面は、平坦で、水はけの良い仕上げ	(区画の幅)	適否	
		ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示	cm		
			(仕上げ材)	適否	
			(高さ)	cm	
6 便所		便所を設ける場合は次に定める構造			
		イ 床の表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
		ロ 別表第2第1の5の(1)から(4)までに定める構造			

	第1の5の(1)	第1の5の(1) 多機能便房 次に定める構造及び設備を有する便所（多機能便房）を1以上（男女の区別があるときは各1以上）設置	(設置数) 男子用 女子用 男女兼用	適否	
		イー1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円の内接・便器前方に120cm以上の距離)の確保	(内接円の直径) cm 便器の前方 cm	適否	
	第1の5の(4)	イー2 設備機器類を適切な位置・高さに配置 (設置設備) (イ) 腰掛け便座 (ロ) 手すり(L字型手すり・可動式手すり) (ハ) 洗浄装置 (ニ) 鏡 (ホ) 洗面器 (ヘ) 操作容易な水栓器具 (ト) 非常通報装置 (フ) 施錠装置 (リ) ペーパーホルダー	(設置設備)	適否	
		ロー1 出入口の有効幅員80cm以上	(有効幅員) cm	適否	
		ロー2 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否	
		ハ 戸は自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過可能	(開閉方法)	適否	
		ニ 出入口付近に多機能便房の表示	(表示方法)	適否	
		ホ 洗面器は車いす使用者が利用しやすい高さ・下部空間を確保	(高さ) cm (下部空間の寸法) cm	適否	
		第1の5の(2) 一般便所 各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置(当該便所内に多機能便房を設ける場合を除く。)	(設置数) 男子用 女子用	適否	
		第1の5の(3) 男子用小便器 男子用小便器は、両側手すり付きの床置き・壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置	(設置数) (便器形式)	適否	
		第1の5の(4) 便所内の洗面器の構造			
		イ カウンター埋込み式又は手すりの設置(多機能便房内のものを除く。)	(構造)	適否	
		ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適否	
		6のハ 別表第2第1の5の(6)のイ及びロのオストメイト対応設備のある便房を1以上(男女の区別があるときは各1以上)設置			
		第1の5の(6)	第1の5の(6)のイ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合でやむを得ないときは簡易洗浄装置も可)を設置	(設置設備)	適否
第1の5の(6)	第1の5の(6)のロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備の表示	(表示方法)	適否		

7	水飲場及び手洗場等	水飲場、手洗場、ベンチ、野外卓を設ける場合は、それぞれ高齢者、障害者等の円滑に利用できる構造		(講じた措置)	適否	
8	掲示板及び標識	(1) 掲示板				
		イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造		(講じた措置)	適否	
		ロ 掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとする		(講じた措置)	適否	
		(2) 標識 1から7の特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、1以上は(1)のほか次に定める構造		(講じた措置)	適否	
		イ 位置は1の園路及び広場の出入口の付近		(講じた措置)	適否	
		ロ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、高齢者、障害者等が見やすく理解しやすい。		(講じた措置)	適否	
		ハ 点字表記、文字等の浮き彫り、音による案内等で、視覚障害者が円滑に利用できる構造(案内所、案内設備等により情報提供が行われる場合を除く。)		(講じた措置)	適否	
ニ 多機能便房のある便所、エレベーター等、車いす利用者用駐車区画の位置を表示		(講じた措置)	適否			
ホ 必要に応じてローマ字・絵による表示		(講じた措置)	適否			

「三重県のユニバーサルデザイン」のシンボルマーク



壁を乗り越えて、お互いが分かり合おう、協力し合おうと
手を握り合っている様子をあらわしています

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 (道路・公園等編)

三重県健康福祉部地域福祉課
ユニバーサルデザイン班

TEL 059-224-3349

FAX 059-224-3085

E-mail ud@pref.mie.jp

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/>